

# いじめ?いいえ, 犯罪です!

ぼうこうざい

## 暴行罪

刑法208条

- △なぐる, ける, つく, なげとばす, つばをか  
ける, 石をなげる などをする事  
→2年以下の懲役もしくは30万円以下の  
罰金または拘留(30日未満)もしくは  
料料(1万円未満)

しょうがいざい

## 傷害罪

刑法204条

- △相手にケガをさせる事, わざと病気をう  
つす事, 精神状態を悪くさせる事  
→15年以下の懲役または50万円以下の  
罰金

きぶつはそんざい

## 器物破損罪

刑法261条

- △相手の物を勝手にこわしたり, すてたりす  
る事  
→3年以下の懲役または30万円以下の  
罰金もしくは料料(1万円未満)

めいよきそんざい

## 名誉毀損罪

刑法230条

- △相手がいざづつく事を具体的に言う事  
相手が困るウソを流す事  
→3年以下の懲役もしくは禁錮または50  
万円以下の罰金

ぶじょくざい

## 侮辱罪

刑法231条

- △みんなの前でバカ, デブ, ハゲ, チビなど  
具体的ではない悪口を言う事  
→拘留(30日未満)または料料(1万円  
未満)

せつとうざい

## 窃盗罪

刑法235条

- △相手のものをぬすむ事  
→10年以下の懲役又は50万円以下の罰金

きょうはくざい

## 脅迫罪

刑法222条

- △相手に恐怖を与える事「なぐるぞ」「ぬ  
すむぞ」「ころすぞ」「ネットにばらまくぞ」  
→2年以下の懲役もしくは30万円以下の  
罰金または拘留(30日未満)もしくは  
料料(1万円未満)

きょうかつざい

## 恐喝罪

刑法249条

- △相手に恐怖を与え, お金や物を要求する事  
「金をよこさないとなぐるぞ」「ゲーム  
よこせばネットにばらまかないでやるよ」  
→10年以下の懲役

きょうようざい

## 強要罪

刑法223条

- △やる必要のない事を無理矢理やらせる  
事  
→3年以下の懲役

